

## 使用権の承継に必要な書類について

### 1. 霊園使用権承継届

### 2. 親等図

- ・前使用者とその法定相続人について、生死の区別無く全員記入してください。

### 3. 誓約書

- ・誓約書には、承継者及び同意者（相続人全員）の署名、押印をしてください。
- ・承継者と同意者（筆頭）は、実印を押印してください。

### 4. 印鑑登録証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）

- ・承継者及び同意者（筆頭）の印鑑登録証明書（各1通）

### 5. 承継者の住民票（発行日より3ヶ月以内のもの）

- ・世帯全員、続柄及び本籍が記載されている住民票1通（マイナンバーは不要です）

### 6. 戸籍関係書類（戸籍謄本、除籍謄本等）

- ・前使用者の死亡が確認できるもの
- ・前使用者と承継者の続柄が確認できるもの

### 7. 大阪市設霊園使用許可証（紛失の場合は紛失届を提出してください）

### 8. 手数料 250円

- \* 直接持参の場合は現金250円
- \* 郵送の場合は郵便局で定額小為替(250円)をお買い求めください。

### 9. 返信用切手（簡易書留郵便）440円分の郵便切手を同封してください。

- \* 新しい霊園使用許可証をお送りするための郵送料です。

なお、霊園使用許可証の送付につきましては、1ヶ月程度かかりますので  
ご了承ください。

大阪市設 住吉・千棘・松原霊園管理事務

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋4-19-115

（南霊園内）

TEL 06-6115-6880

大阪市設 加美・平野霊園管理事務所

〒547-0022 大阪市平野区瓜破東4-4-164

（瓜破霊園内）

TEL 06-6777-1951

受付時間 8:30~17:00（休園日 月曜）

# 霊園使用権承継届

令和 年 月 日

大阪市長様

〒  
住所  
承継者 本籍  
ふりがな  
氏名

電話番号 ( )

実印



次のとおり相続により霊園の使用権を承継したので、大阪市設霊園条例第14条第2項の規定により届けます。

霊園名	大阪市設	霊園	使用霊地数	区	霊地
使用場所			許可証の番号	種	号
前使用者	住所				
	氏名				
前使用者との続柄					

(添付書類)  霊園使用許可証  親等図  誓約書(同意書)  印鑑登録証明書(承継者・筆頭同意者)  
 住民票等  戸籍謄本等  副申書  その他 ( )

受付第	号	令和	・	・	決裁第	号	令和	・	・
-----	---	----	---	---	-----	---	----	---	---

手数料收受欄	
250円	№

		園長	確認	入力
処理欄				受付印

エクセル入力  許可証依頼

# 親 等 図

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死亡 生	

(注)

1. 現名義人と承継者との続柄関係を生死の区別なく全員記入してください。又、ご健在の方は生年月日を、死亡された方は生年月日と死亡年月日を記入してください。(死亡者は赤字、生存者は黒字)
2. 承継者と現名義人については、その旨を欄外に付記してください。

# 誓約書

大阪市長様

令和 年 月 日

承継者 住所

氏名

実  
印

同意者

(筆頭) 住所

氏名

実  
印

同意者 住所

氏名

印

同意者 住所

氏名

印

同意者 住所

氏名

印

同意者 住所

氏名

印

同意者 住所

氏名

印

(ご注意：承継者及び同意者（筆頭）については同一の方がなることはできません)

このたびの霊園使用权の承継にあたりましては、次のとおり相違ありません。

## 記

1. 霊地の名義を承継者に変更することについては、関係者の連署をもって異議なく同意をすると共に、許可されました以降は将来にわたって一切意義の申立ては行いません。
2. 親等図については、別紙のとおり相違ございません。
3. 上記に違背する場合は、この変更許可または霊園使用許可の取り消し、並びに市設霊園条例に基づくその他の処分を受けましても、異存はありません。

# 紛失届

令和 年 月 日

大阪市長様

許可証番号	第	号
〒		
住所		
氏名		実印
電話番号 ( ) —		

令和 年 月 日付けで申請いたしました

『 承継届 譲渡申請 変更届 返還届 』にかかる

「霊園使用許可証」につきましては、紛失のため添付できませんので  
よろしくお願いたします。